

正木教授の経営学

角 野 信 夫

はじめに

- I 株式会社金融と会社支配
- II 株式会社支配論から株式会社論へ
- III 株式会社論から経営学へ向けて

はじめに

正木教授は、株式会社研究を自己のライフ・ワークであるとされ、これまで6冊の単著のみならず、共著、編著、論文等の多数の業績を残された¹。以下にみるように、この株式会社研究は、戦前において我が国の経営学者が日本における経営学の樹立に向け多大の努力を傾注した中心的分野の一つであったし、我が国の経営学研究の特質の一つを表すものでもあった。したがって、教授のこれまでの研究をふり返るとき、株式会社論を中心にした教授の研究は、我が国の経営学研究の中心的研究領域を究めようとするものであり、我が国独自の経営学の特質を反映したものでもあった。

戦後、アメリカでの経営学研究が、我が国にも本格的かつ大量に受け入

1 正木教授の全業績は、単著6、共編著7、翻訳3、論文54、研究ノート8、資料39、紹介6、書評3、といった膨大なものである。正確な内容については、注9の文献、正木久司教授還暦記念論文集『現代株式会社と経営財務』文眞堂（非買品）、301-309ページ、を参照されたい。また、正木教授の人と業績は、同書の三戸教授序文、中間・今西両先生の「人と学説」を参照されたい。同書の普及版は生駒・角野編著『現代株式会社と経営財務』文眞堂として出版されているが、正木教授の業績、「人と学説」等は掲載されていない。

れられ多数の経営学研究者がアメリカでの研究を摂取し、我が国での経営学研究の独自性を見出そうとしている。すなわち、「骨も肉もアメリカ」から輸入し、経営学研究に邁進してきたのであった。しかし、毎年7万人ものMBAを生み出すほど多数のビジネス・スクールが存在する研究体制の中で、しかもプラグマの用具性と個人の独自性を重要視する風潮の中から生み出されたアメリカの経営学研究の多様性を思うとき、オーソドックスな日本の伝統的な経営学研究の中から日本の経営学を発展させようとした正木教授の研究をふり返る事は、この際まことに意義ある事と思われるのである。本稿は、このような観点にたち、正木教授の主要業績を回顧しその展望を明らかにしようとしたものである。

I 株式会社金融と会社支配

株式会社論をライフ・ワークとされた正木教授の最初の著作は、『日本の株式会社金融』（1973）であった。教授は、この著作の序文で次のように述べられている。「かねがね、第2次大戦後のわが国企業金融における主要な特徴として銀行融資に過度依存のいわゆる間接金融偏重の構造が指摘されてきた。……そこで、では、なぜ間接金融偏重の金融構造となったのか、そして、どうして容易にそれら脱却、修正ができないのか、といった点が問題となってくる。本書における株式会社金融の史的・現状分析は、こうした問題意識を基底に含んでいる²。」このような問題意識の下、本書において正木教授は、日本の株式会社の生成と発展を株式会社金融を中心に歴史的かつ実態的に分析され、次のように指摘されたのであった。

戦前期にみられた株式会社の資本構成面のみならず形式的な直接金融の比重の大きさは、持株会社（財閥本社）を利用した財閥独特の閉鎖的企業金融

2 正木久司『日本の株式会社金融』ミネルヴァ書房、1973年、序文1ページ。

方式、さらには非財関係企業においても、大衆資金を直接的に企業に取り込む事が出来ないため、そこに銀行を介在させ銀行の株式担保貸付制度と出資に際しての株式分割払込制度の組み合わせという「苦肉の金融技法」により生じたもので、実質的には間接金融偏重の金融構造であった。そして、このような戦前にみられた実質的には間接金融偏重の企業金融構造は、戦後の経済発展の中でも形を変えて持ち越された。すなわち、戦後においても株式会社金融における発行および流通市場（資本市場）の未発達が、高度経済成長下でのメインバンク制度・系列融資および協調融資にみられるような間接金融偏重の企業金融メカニズムを定着させ、またこのような企業金融メカニズムはそれなりに機能したのであった。

以上の教授の指摘は、戦前期の大規模株式会社の生成と企業金融のメカニズムの史的分析、そして、戦後期の証券の発行・流通市場、外資の対日投資形態、さらには鉄鋼産業の企業金融に関する実態分析を通し明らかにされたのであり、個別企業の観点（経営学的な視点）からなされたものであった。この点をより明確にしているのは、本書、第一編3章を「株式会社金融論の歴史」と題し、我が国の代表的な株式会社論を取り上げ論じられている点にみられる。すなわち、教授は、単に企業金融の史のかつ実態分析をおこなうだけでなく、あえて日本の代表的な株式会社金融論者の学説を取り上げ、株式会社金融の中心的論点がどのような所にあり、それらを分析するためにはどのような接近法が必要であるかを明らかにされたのである。

ところで、この第3章で取り上げられた株式会社論ないし株式会社金融論こそ、戦前よりドイツ経営学に影響され、日本における経営学の形成ないし樹立の中心的役割を担った人々の主要な研究領域であった。³すなわ

3 例えば、次のような著作を参照されたい。吉田和男『日本の経営学』同文館、1992年、2,3章。

ち、正木教授は、明治期末から大正期にかけ東京高商・東京商科大学（現一橋大学）において日本の経営学樹立に大いなる努力を傾注された上田貞次郎教授の『株式会社経済論』（1913）を取り上げられ、株式会社金融の観点からみて、この著作の意義が株式会社の第一義的特徴である資本の証券化（証券金融）にあったと指摘された。そして、教授は、この上田貞次郎教授の弟子であった増地庸治郎教授の『株式会社』（1937）の意義を、バーリとミーンズによる実証研究の日本への適用、さらには、企業形態論の観点から株式会社を「出資・経営・支配」といった基礎的概念から分析すべきとする主張の中に見出された。このように、正木教授は、株式会社論の中心的概念となる資本の証券化・所有（出資）・支配・経営といった鍵概念を上田・増地の両教授の学説から析出されたのであった。

以上の戦前期の日本における株式会社金融論を踏まえ、正木教授は、大学院時代の恩師である岡村正人教授の『株式会社金融の研究』（1950）を取り上げられた。岡村教授は、『株式会社金融の研究』において、上田教授の株式会社を資本の証券化あるいは証券金融との関連で分析すべきであるとの立場を受け入れ、また増地教授の出資・支配・経営といった概念も考慮され、株式会社における資本の証券化、銀行融資・自己金融・社債金融・会社支配へと論を展開された。このような岡村学説を、正木教授は、株式会社金融論の戦後の一つの到達点と位置付けられたのであるが、同時に、創業者利得の理論的な解明、会社支配の新たな問題点にみられるように、株式会社金融論のさらなる再検討に目を向けられるのであった。

すなわち、正木教授は、このような問題を論じた株式会社金融論として、馬場克三教授の『株式会社金融論』（1965）を取り上げられたのである。馬場教授は本書において、株式会社が資本の動化による資本集中機構であると同時に支配集中機構であると位置づけ、創業者利得を含めた株式会社金融の持つ多様な発展形態等の擬制資本の側面の解明とそれらと関連させ

会社支配の問題を分析し論じられたのであり、この点を正木教授は評価されたのであった。

以上みたように、正木教授の『日本の株式会社金融』は、単に日本の株式会社金融の史的あるいは現状の実態分析だけでなく、株式会社金融論あるいはより広くは株式会社論の検討を含む、極めて経営学的な視点を持った株式会社金融の研究であった。言い替えれば、正木教授の『日本の株式会社金融』は、株式会社論の研究を目指す基礎的研究作業であったとも言えるのである。実際、この書が公刊された同じ年に、正木教授は、大学の学部時代の恩師であった三戸教授そして晴山教授との共著で『大企業における所有と支配』（1973）を上梓されている。正木教授は、この書の第Ⅱ編「自己資本と支配」を担当され、戦前・戦後を通じた我が国株式会社の所有と支配の実証分析をされたのである。この書における教授の主要論点は、次のようなものであった。

まず、戦前期に関し、正木教授は、自ら TNEC（臨時国民経済委員会）およびパーリ・ミーンズ調査に従い、1936年時点での我が国の最大200社の支配形態を分類・分析されたのである。その際、教授は、支配形態の分類・分析のみならず、『日本の株式会社金融』の中でみられたような、すなわち資本集中よりも支配集中を目指していた財閥の企業金融の分析を踏まえ、パーリ・ミーンズの調査を日本に適用した増地調査（巨大会社91社、1934年）、西野調査（巨大会社126社、1933年）の問題点を指摘されたのである。「増地、西野調査を全面的に容認出来ないのは、実は財閥を中心とする所有者支配が会社数では過半数を占め、資産額でもほぼ半数に達している点にある。⁴」

そして、戦後の会社支配の問題に対して、経済民主化政策の下でなされた財閥解体さらに高度経済成長期に至り、大企業においては急速に経営者

4 三戸・正木・晴山『大企業における所有と支配』未来社、1973年、108ページ。

支配が普及し、その後系列金融機関・系列会社間の株式の相互持合いが一般化し始めた1966年時点の最大200社の支配形態を分類・分析し、教授は次のように指摘されたのである。「要するに、わが国の場合、財閥による所有支配が経済外的強制力で破壊されたのち、その収束が金融機関所有と事業会社の相互持合い所有とそれにもとづく経営者支配の形をとっている。」⁵

正木教授は、日本の戦前期および戦後期の株式会社支配の実態的分析の成果を踏まえ、日本の大企業の支配問題に対し、次のように述べられたのである。「というのも、経営者支配型の増大が先進資本主義各国の共通の現象であるといっても、その増大の過程および内容は、株式会社制度や金融構造の発達状況などの条件によって、各国各様であるからである。……つまり、たとえば外観的に等しく『機関による所有』がふえ、そして経営者支配型の会社が増大しているにしても、それに至る過程はもちろんのこと、所有・支配構造などにおいてアメリカなどとかなり異質のものがあるようにおもえてならない。」⁶

ここにみられるように、日本の株式会社金融・会社支配の問題に対しても、史的および実態的分析、さらには各国の学説検討を含め比較分析的に論ずべきであるとの教授の基本的認識が、後の正木教授の著作『株式会社支配論の展開（アメリカ編）』（1983）、『日本的経営財務論』（1985）、『経営学講義』（1991）、編著『株式会社支配論の展開（イギリス編）』（1991）等の著作を生み出したと思われるのである。

ところで、以上のような認識のもと『日本的経営財務論』において、教授は再び戦前・戦後の株式会社金融の史的および実態分析を試みておられるが、その力点は、戦後の高度成長期をへた日本の企業金融をどのように

5 同書、194 ページ。

6 同書、68-69 ページ。

評価すべきかにあった。教授は、本書5章「株式金融の発展」において額面発行から時価発行へとといった発行市場の発展はみられたが、発行市場の多様化（種々の優先株の発行）はいまだ十分でない、また、6章「社債金融の発展」では、近年、海外での社債発行とその多様化は一部みられるものの、大量の国債発行もあって国内市場での社債発行の規模・多様化も未だ十分でないと指摘された。さらに、7章「企業集団金融の展開」においては、企業金融の観点から企業集団金融は、株式相互持合いによる「付加価値の集団内部化」（集団内での自己金融）であり、それは同時に資本市場の未成熟を補完する企業による資金供給構造であると教授は述べられたのである。

そして、これら戦後の企業金融の特質は、戦後においても資本市場の未成熟の中で、間接金融偏重と言う形をとって生じて来たものであると教授は指摘されたのである。しかし同時に、教授は、日本の戦後の企業金融を歴史的かつ制度的に分析する観点から、これら日本的経営財務に対し一定の評価をされたのである。「ところで、直接金融の未発達からやむ得ず定着した間接金融優位の体制は、企業の蓄積活動にそれなりのメリットをもたらしていた。それは、企業と銀行が強い関係にあつて、企業に対し長短期の資金が機動的にしかも大量に融通されたことである。……かくして、自己資本充実論が絶えず唱導されることとなった。この判断はもちろん誤りでないと思っている。だが、私は、必要やむを得ず採用し定着した間接金融優位の体制が、企業の蓄積活動に大きく貢献してきた点をボーゲルとともに評価したいのである。つまり、日本の経営における財務面からの貢献を認めるべきであり、単にデメリットの評価だけで終わらせてならない、とおもうのである。」

当時、日本的経営論の評価のほとんどが組織・人事制度の面からなされ

ていたことを思えば、教授のこの著作は、その後のこの方面での研究の先鞭をなすものであったし、⁸ 日本的経営論に一石を投ずるものであった。

以上のように、教授は、戦前・戦後を通して我が国大企業の支配形態に関する研究をおこなわれたのであるが、それは、株式会社の生成と発展に関する歴史的認識を踏まえ、経済社会の制度的な分析に裏打ちされた研究であった。すなわち、教授の最初の二つの著作『日本の株式会社金融』『大企業における所有と支配』にみられるごとく、正木教授の研究は、株式会社金融・会社支配を中心にした我が国の株式会社の生成と発展に関する史的小説および実証的な研究であったが、それは単に形式的に実態を比較するものでなく、その国の歴史的な産業発展の段階、大会社をとりまく経済社会の分析をも視野に入れた経営財務論や株式会社論を含む総合的かつ包括的な経営学研究を目指すものであった。

II 株式会社支配論から株式会社論へ

教授は、以上の著作『日本の株式会社金融』、『大企業における所有と支配』、さらには『日本的経営財務論』を著されたのち、主としてアメリカを中心にした株式会社支配論の研究に向かわれた。もっとも、教授の初期の研究の中には、アメリカにおける初期の会社の所有と支配に関する研究がみられたのであり、⁹ 上述の著作をまとめられる以前から、教授は会社支配論のメッカであったアメリカにおける巨大株式会社の所有と支配の問題に目を向けられていたのである。いずれにせよ、その後、教授は、バーリ

8 小椋康宏『日本的経営財務論』中央経済社、1984年、小山明宏『経営財務論』創成社、1993年、首藤恵・高橋俊治『現代の企業金融と金融システム』有斐閣、1986年、等を参照されたい。

9 正木久司教授還暦記念論文集『現代株式会社と経営財務』文眞堂(非買品)、1995年、302ページ。

を起点とするアメリカ会社支配論の系譜に関する本格的な研究に向われたのであり、またその過程でハーバード大学のメイソン教授の下にも留学され、やがて、その成果の一部を『株式会社支配論の展開（アメリカ編）』（1983）として世に問われたのである。

本書において教授は、バーリとミーンズの共著でありアメリカ株式会社論の原点とも呼べる『近代株式会社と私有財産』（1932）に続くその後の会社支配論、さらにはバーリとミーンズらの経営者支配論を批判する学説をも含め、20世紀初頭から80年代初頭のハーマンの所説に至るまで、代表的な31もの学説を取り上げ論じられたのである。

いま、バーリ・ミーンズの会社支配の所説に直接関連する学説のみを見てもみると、①その前史として、プジョー報告書（1914）、ヴェブレン（1921）、ブルッキングス（1925）の所説が取り上げられている。次に、②個人所有の段階として、バーリ・ミーンズ（1932）、国家資源委員会報告書（1939）、臨時国民経済委員会報告書（1940）、バーナム（1941）、ゴードン（1945）、バーリ（1954）が取り上げられている。さらに、③機関所有の段階として、バーリ（1959）、ハープレヒト（1959）、ラーナー（1966）、パットマン報告書（1968）、ガルプレイス（1967）、ブランバーク（1975）、メトカーフ報告書（1978）、コッツ（1978）、ハーマン（1981）が取り上げられ論じられたのである。さらに、マルクス主義者を中心とした13人の経営者支配批判の学説が取り上げられている。

この著作『株式会社支配論の展開（アメリカ編）』において、教授が、基本的にはバーリの株式会社観に従いながらも、これほど多数の会社支配に関する学説を一定の配列の中に配し明解に論じられた事自体大いに意義あることと言わねばならないのである。そして、これら株式会社支配論に関する学説的研究に加え、本書巻末部分には、1900年から1982年にかけて出版された株式会社論を中心とした経営学の主要外国文献約500点が、その

経済社会の動向を示す時代背景とともに収載されているのであった。まさに、本書は、株式会社論研究を目指すものにとっての必読文献かつ基本書と言えると同時に、学界の共有財産になるものでもあった。

教授は、本書の意義を次のように述べている。「ところで、アメリカ株式会社支配論という本書の意義について、私は多くを語ってない。ただここでいえることは、次のようである。つまり、昨今の数多いアメリカの現代株式会社論は、その大半が経営者支配を所与のもの、あるいは自明のものとして取り扱い、論じている。経営者支配の成否を巡る壮絶な論争の経緯を認識しなくても、ともかく現代株式会社論は論じられる。ところが、株式会社支配論における切り結びの程度如何が、現代株式会社論の深浅を決めるようである。¹⁰」今日、株式会社論においても実証的研究が主流になりつつあるが、教授は、実証研究の重要性に加え学説的研究の重要性も認識され、そのような学説研究の成果の中から株式会社支配の問題を論じようと考えたのである。教授は、その後、新進・中堅の研究者を率いアメリカばかりでなく、イギリスに関する株式会社論を編著『株式会社支配論の展開 (イギリス編)』(1991)として著され、益々、株式会社論に関する広さと深みを持った研究を目指されたのであった。

ところで、教授は、バーリ・ミーンズの所説に源を発するアメリカの株式会社支配論の発展系譜を明らかにした『株式会社支配論の展開 (アメリカ編)』を著すためハーバード大学に留学された際、バーリの株式会社論をより本格的に研究するための資料を現地で渉猟され持ち帰られた。その成果は、筆者との共著『経営学一人と学説—バーリ』(1989)として公刊された。この書は、我が国における最も本格的なバーリ研究としての意義を持っているが、教授は、本書を執筆するに当り筆者に次のように述べら

10 正木久司『株式会社支配論の展開 (アメリカ編)』文眞堂、1983年、313ページ。

れた。「バーリは、我が国で考えられている以上に株式会社に関し本質的な把握を行なっている。」¹¹

このような指摘は、教授が本書Ⅱ部4章「株式会社権力の理論」において会社権力(経営者権力)の問題を論じられている点にもみられる。教授は次のようにも指摘される。「バーリ理論が単に『誰が会社を支配しているか』という会社支配論としてのみもてはやされ、包括的な株式会社論として評価されなかったのはどうしてであろうか。……バーリ理論を定着させ、大きく育てる土壤にない実状—ビジネスのデモクラシーが定着していない実状—は大いに反省させられるべきであろう。日本のビジネス界にも、ポーター等のいう『合理性、正当性、そして責任性』の三位一体説をいち早く狙上にのぼらせる必要がある。¹¹」「先進国中でも最も経営者支配が進展していると考えられるわが国で、台頭する経営者権力のあり方、その統制、正当性、株主との関係、そして政府との関係があまり論じられない。さらに言って、現代企業論で、企業の社会的責任、企業倫理、そして企業文化といった問題がそれほど熱心に論じられない。この種のビジネス論はアメリカの専売特許であってよいのだろうか。日本資本主義の命運を担う意味で、バーリの提示した問題意識をあらためて考えてみる必要があるように思えてならない。」¹²

このように教授は、株式会社支配論の体系的かつ包括的な学説的研究から、今後、株式会社権力・社会的責任・企業統治・企業倫理(business ethics)の問題が、株式会社論の中で大いに論じられねばならないと主張されたのである。日本経済の成功と日本的経営論が華やかに論じられた1980年代後半のこの時期に、すでに教授は、日本の株式会社金融や会社支配、

11 正木久司・角野信夫『経営学—人と学説—バーリ』同文館、1989年、8-9ページ。

12 同書、263ページ。

アメリカの会社支配論およびバーリ理論の本格的検討の中から、バブル経済後に日本の経済と経営が直面している株式会社権力・社会的責任・企業統治・企業倫理、企業と政府の関係等の研究課題の重要性を指摘されていたのであった。

時間的には前後するが、教授は、上述の『株式会社支配論の展開 (アメリカ編)』を公刊されたあと『株式会社論』(1986)を著されている。この書は、これまでの正木教授の著作と多少趣を異にし、テキストのスタイルをとりながらも教授の経営学に対する基本的な接近法を示された著作であったし、教授の株式会社論に関わる積極的主張が明確に示された書でもあった。この書で、教授は、第1部を「株式会社の基礎理論」、第2部を「株式会社の財務論」とされたのである。すなわち、教授は、経営学の主要対象たる企業を、会社形態・会社支配・会社制度(第1部)、および会社金融と財務構造の比較分析(第2部)、の二つの側面から接近され研究されたのである。より端的に述べれば、教授は、株式会社および株式会社金融を制度的側面から分析されたのであり、教授の経営学に迫る基本的な接近法が本書によって示されたのであった。

例えば、教授の経営者支配に基づく会社支配論の積極的主張に関して言えば、次のようである。「要するに、経営者支配は、かつての『所有に基づく支配』に代わって『所有に基づかない支配』として登場し、やがて新しい局面である機関所有の台頭の中でも『所有に基づかない支配』として発展するのである。『所有に基づかない支配』とすれば、経営者支配の基礎は何か。それは、会社組織内における経営者能力であり地位 position である。経営者支配の正当性 legitimacy は、経営者の能力と地位が社会的にみて妥当かどうかの認知による。¹³」

すなわち、教授は『株式会社支配論の展開 (アメリカ編)』を著され、

13 正木久司『株式会社論』晃洋書房、1986年、279ページ。

またそれまでの日本の株式会社研究も踏まえ、現代経営学の中心問題の一つである株式会社論に対し自己の確固たる見解を打ち建てられたのであった。このような成果をもとに、その後の『経営学—人と学説—バーリ』で示されたように、企業の社会的責任・企業統治・企業倫理といった問題の今後の重要性を指摘されたのである。実際、教授は『株式会社論』「まえがき」で次のように述べられている。「まず、本書を基礎にして、株式会社の本質、歴史、財務、所有と支配、権力の正当性、社会的責任、倫理、文化、そして国家との関係といったものを論じてみたい。アメリカではこうしたものが新たな株式会社論として多く論じられているが、これをわれわれが受け止めどう理解するか、日本の現状を勘案しながらまとめてみたいものである。¹⁴」

正木教授は、初期の我が国の株式会社金融、株式会社支配、そして米国を中心にした株式会社支配論、株式会社論の研究を基礎とし、正木教授自身の経営学の構築を目指されたのであった。

Ⅲ 株式会社論から経営学へ向けて

以上のような、日米を中心にした株式会社論に関する著作をまとめられた後、正木教授は、『経営学講義』（1991）を公刊されている。この書は、その書名が示す如くテキストとして書かれたものである。しかし、本書は、経営現象を説明すると思われる通説ないし事例を単に羅列しただけのテキストではなかった。本書は、上で見たような長年の教授の経営学研究から蒸留された接近法・分析視角・基礎的概念を使用し、経済社会の中で果たす企業経営の根幹部分を把握し、企業行動を分析しうる経営学の内容を提示するものであった。本書の構成は、次のようである。

14 同書、まえがき、1-2 ページ。

序論—経営学の方向性—

第1部 所有と経営—株式会社論—

- 1 企業形態論, 2 日本の株式会社論, 3 株式会社の経済構造,
- 4 株式会社の所有と支配, 5 株式会社権力論,
- 6 株式会社の社会的責任, 7 株式会社の倫理

第2部 組織と管理—管理学—

- 1 成行管理, 2 科学的管理法, 3 ファヨールの管理論,
- 4 ヒューマン・リレーションズ, 5 近代管理論の成立,
- 6 近代管理論の展開Ⅰ, 7 近代管理論の展開Ⅱ

第3部 日本的経営—財閥論—

- 1 日本の経営論, 2 日本の経営財務論

本書のこのような構成自体は教授独自の接近法であった。今日、共編著等ではなく、一人の著者が一貫した視点から広範な経営事象に接近し自己完結した内容を持つ一書を著し得る研究者は極めて限られた存在になっているのであり、正木教授の本書は、この意味でも貴重な学問的成果を反映した著作であった。もちろん、このような広範な内容のすべての分野において教授が独自の見解と主張を展開されたわけではない。しかし、とりわけ本書の第1部、第2部7章、3部2章には、教授ならでの問題提起・分析・説明・主張が随所に見られるのである。例えば、日本の巨大株式会社の経営者支配について、次のような記述がみられる。「わが国企業における経営者支配は、株式会社の成熟化に伴って成立したというよりも、何よりも『財閥支配』が財閥解体によって崩壊し、財閥の株式所有と支配の紐帯が強引に切断されたことによって日の目を見たのである。いったん確立した経営者支配体制の下で、株式の個人所有への分散から財務的要請により法人所有への集中・増大がみられるようになったが、それはあくまで現支配体制を維持・発展させる補強手段であった。したがって、『法人所有に

基づく経営者支配』でなく、所有に基づかない経営者支配なのである。¹⁵このような教授ならではの主張が各所にみられるのであり、この意味でも本書は、教授の積極的主張が体系的に示された経営学書であった。

また、本書では、90年代に入って教授が精力的に研究された企業の社会的責任・企業倫理に関する研究成果が垣間見られる。それでは、このような正木教授の経営学はどのような方向にむかい進化しつつあったのか。すなわち、教授は経営学の誕生から行く末（方向性）をどのように捉えられていたのか。教授は次のように述べられている。「『骨をドイツに肉をアメリカ』という形で輸入されたわが国経営学は、やはり企業を研究対象にすることにこだわった。……わが国では経営学という限り企業論にこだわり、管理論も企業管理論とした。わが国経営学における企業論重視の傾向は、伝統的なドイツ経営経済学の影響と、もともと日本社会の諸組織体のなかで企業重視の風潮があったからであろう。¹⁶」「企業それ自身が、そしてその事実上の支配者である経営者が人間一般と同様にその倫理的行動を要請されるようになった。ここに経営学は株式会社論の新たな展開、つまり株式会社支配論から権力論、社会的責任論、倫理論、そしてさらに文化論を加えることによって、利潤追求の学から人間の学として変容しつつあるように思われる。¹⁷」ここに正木教授が、経営学の今後向うべき方向性として語られた「人間の学」としての経営学は、もちろん教授の恩師でもある三戸公教授の『人間の学としての経営学』（1977）を指しているのであつた。¹⁸

最後に、これまでの正木教授の株式会社に関する研究をふり返ってみよ

15 正木久司『経営学講義』晃洋書房、1991年、99ページ。

16 同書、1-2ページ。

17 同書、173ページ。

18 三戸公『人間の学としての経営学』産能大出版部、1977年、181、224ページ、を参照されたい。

ら。教授の『日本の株式会社金融』(1973),『大企業における所有と支配』(1973)は、戦前から我が国の経営学の生成と発展に関わる中心的な研究領域であった株式会社に関する史のおよび実証的研究であった。そして、教授のその後の著作『株式会社支配論の展開(アメリカ編)』(1983),『経営学一人と学説—バーリ』(1989)は、その書名にもみられるように、アメリカを中心にした株式会社支配論・株式会社論を論じられたものである。このように日米に加えイギリスの株式会社金融・株式会社支配・株式会社論の研究にも関わられてきた教授の研究は、最終的には『経営学講義』(1991)にみられた経営学研究に向った。そこには「人間の学」としての経営学の構築が試みられた。

「人間の学」としての経営学と言う観点には、教授が晩年に企業の社会的責任・企業倫理に関心を向けられ、1992年に敢えて約半世紀前のメリル編『ビジネス・リーダーシップ』(1948)を監訳された事にもみられる。さらに、教授の最後の著作『株式会社財務論』(1993)において、教授は次のように述べられているのであった。「注目されるのは、アメリカの財務論学者のJ.F. ウェストンとT.E. コープランドの共著『経営財務論(第9版)』1992年で、第1章、財務の性質、において社会的責任や倫理の問題が取り上げられていることである。財務論も変わりつつあるといえる。株式会社論の成果を踏まえながら新たな財務論の展開に資するように心がけたいものである。」¹⁹

以上見られるように、正木教授の「人間の学」へ向けての経営学は、ほぼその姿を現し完成の域に達しつつあったのである。教授はかねがね、今日の日本の大会社の所有に基づかない経営者支配(会社権力)の危うさを危惧され、その正当性に疑念を抱かれていた。それだからこそ、教授は、社会的責任・企業倫理の研究を急がねばならないと考えられたのである

19 正木久司『株式会社財務論』晃洋書房、1993年、序文、2ページ。

し、「人間の学」の経営学を目指されたのであろう。そして、このような教授の経営学の開花・結実は間近であった。しかし、神は、正木教授の経営学研究という大輪が開花し結実するに十分な時間を与えられなかったのである。

かつて、人間の意思が社会を積極的に変えていくとするアメリカ制度学派の人々の主張の中で、ヴェブレンは悲観的に、コモンズは楽観的に、社会における人間の意思と行動に注目した。「人間の学」の経営学を目指された正木教授の経営学は、我が国における戦後の制度学派的な経営学研究²⁰の開花として、またその代表的研究者の一人として日本経営学史上に位置付けられるのではないかと筆者は確信したのである。

20 制度学派的な経営学に関しては、藻利重隆『経営学の基礎』森山書店、1962年、三戸公『アメリカ経営思想批判』未来社、1966年、岩尾裕純編著『制度学派の経営学』中央経済社、1972年、占部都美『企業形態論』白桃書房、1972年、等を参照されたい。